

令和 2 年度

札幌市内部統制評価報告書審査意見書

札幌市監査委員

札監第 10388 号

令和 3 年（2021 年）8 月 24 日

札幌市長

秋 元 克 広 様

札幌市監査委員	藤 江 正 祥
同	窪 田 もとむ
同	鈴 木 健 雄
同	國 安 政 典

令和 2 年度札幌市内部統制評価報告書審査意見の提出について

地方自治法第 150 条第 5 項の規定により、審査に付された令和 2 年度札幌市内部統制評価報告書を審査したので、別紙のとおり意見を提出します。

令和 2 年度

札幌市内部統制評価報告書審査意見

目 次

令和2年度札幌市内部統制評価報告書審査意見	1
(参考) 令和2年度札幌市内部統制評価報告書審査の項目別審査状況	2
1 評価手続に係る審査	2
(1) 全庁的な内部統制評価手続	2
(2) 業務レベルの内部統制評価手続	2
2 評価結果に係る審査	3
(1) 全庁的な内部統制の整備状況及び運用状況の評価結果の審査	3
(2) 業務レベルの内部統制の評価結果の審査	3
ア 業務レベルの内部統制の整備状況の評価結果	3
イ 業務レベルの内部統制の運用状況の評価結果	3

令和 2 年度札幌市内部統制評価報告書審査意見

「札幌市監査委員監査基準」に準拠し、地方自治法第 150 条第 5 項の規定により、同条第 4 項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

令和 3 年 8 月 24 日

札幌市監査委員	藤 江 正 祥
同	窪 田 もとむ
同	鈴 木 健 雄
同	國 安 政 典

1 審査の対象

「令和 2 年度札幌市内部統制評価報告書」

2 審査の着眼点

監査委員による令和 2 年度札幌市内部統制評価報告書の審査は、札幌市長が作成した内部統制評価報告書について、札幌市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものである。

3 審査の実施内容

令和 2 年度札幌市内部統制評価報告書について、札幌市長及び内部統制評価部局から報告を受け、「札幌市監査委員監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

令和 2 年度札幌市内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

5 備考

特段記載すべき事項はない。

(参考) 令和2年度札幌市内部統制評価報告書の項目別審査状況

1 評価手続に係る審査

(1) 全庁的な内部統制評価手続

令和2年度札幌市内部統制評価報告書（以下「評価報告書」という。）
附属資料「第1-1 全庁的な内部統制に関する事項」を基に、内部統制評価部局の評価作業が、各評価項目に対して実施されているかを内部統制評価部局に対して質問等を行うことにより、審査した限りにおいて、評価手続が適切であると認められた。

(2) 業務レベルの内部統制評価手続

評価報告書附属資料「第1-2 業務レベルの内部統制の取組状況」の「(1)所管業務におけるリスク¹への対応」を基に、各課における評価手続が適切に実施されているかを内部統制推進部局及び内部統制評価部局に対して質問等を行うことにより、審査した限りにおいて、評価手続が適切であると認められた。

なお、審査にあたって、監査委員は「契約（物品役務・工事）の履行が適切に行われぬリスク」に着目し、下表のとおり、これに相当する特定リスク²を設定している課を抽出して審査を行った。

監査委員が設定するリスク	該当する各課の特定リスク(例)
契約（物品役務・工事）の履行が適切に行われぬリスク	・不十分な履行の見過ごし ・仕様書に定められた提出書類の受領漏れ ・しゅん功検査に必要な写真や書類の受領漏れ

¹ リスク 適正な行政サービスを提供する際の阻害となる事務上の要因

² 特定リスク 各課が、自らの課の業務に関するリスクを洗い出し、それぞれの重要性を評価したうえで、組織として対応する必要性が高いリスクとして選択したリスク

2 評価結果に係る審査

(1) 全庁的な内部統制の整備状況及び運用状況の評価結果の審査

評価報告書附属資料「第2-1 全庁的な内部統制についての評価」を基に、整備状況及び運用状況の評価結果について、市長及び内部統制評価部局等に対して質問等を行うことにより、審査した限りにおいて、評価結果が適切であると認められた。

(2) 業務レベルの内部統制の評価結果の審査

ア 業務レベルの内部統制の整備状況の評価結果

評価報告書附属資料「第2-2 業務レベルの内部統制についての評価」の「(1)評価手続」、「(2)評価結果」のうち「ア内部統制の整備の観点での有効性」を基に、1-(2)により抽出した課について、当該年度のリスクに対する対応及び最終的に市長が把握した内部統制の整備上の不備について確認した。

その上で、これら事項及びその他監査委員が定期監査等で得た知見に基づき、市長及び内部統制評価部局等に対して質問等を行うことにより、審査した限りにおいて、整備状況についての評価結果が適切であると認められた。

イ 業務レベルの内部統制の運用状況の評価結果

評価報告書附属資料「第2-2 業務レベルの内部統制についての評価」の「(2)評価結果」のうち「イ内部統制の運用の観点での有効性」について、評価報告書附属資料「第1-2 業務レベルの内部統制の取組状況」の「(2)事故発生状況調査の実施」に基づく報告により把握された運用上の不備等を基に、それ以外の記録等の閲覧や市長及び内部統制評価部局等に対して質問等を行うことにより、審査した限りにおいて、運用状況についての評価結果が適切であると認められた。

令和 2 年度

札幌市内部統制評価報告書審査意見書

令和 3 年（2021 年）8 月 24 日発行

市政等資料番号	01-U03-21-1397
関係部局保存期間	30 年

編集・発行 札幌市監査事務局

〒060-0002 札幌市中央区北 2 条西 2 丁目 15 STV 北 2 条ビル 6 F

TEL (011) 211-3232 FAX (011) 211-3233

この冊子には再生紙を使用しています。